鳥取県民泊活用検討会運営要綱

（目的）

第１条　多様化する宿泊ニーズや逼迫する宿泊需要への対応、空き家の有効活用等を目的とした「住宅宿泊事業法」が平成２９年６月９日成立した。本県における民泊活用に向けた制度の検討及び民泊活用にあたっての施策等の検討を行うため、鳥取県民泊活用検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

（所掌業務）

第２条　検討会は、前条の目的を達成するため、次の事項について審議する。

1. 県内における住宅宿泊事業の実施に関する事項
2. 民泊活用に関する事項
3. その他必要と認める事項

（構成）

第３条　検討会は、次に掲げる者の中から知事が委嘱した委員により組織する。

1. 学識経験者（公共政策）
2. 旅館・ホテル関係者
3. 不動産関係者
4. 民泊関係者
5. 観光関係者
6. ゲストハウス関係者
7. 公募

２　委員の任期は、就任の日から平成３０年３月３１日までとする。

（検討会）

第４条　検討会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　委員長は、検討会を代表し、会務を統括する。

３　委員長の不在の時は、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

４　検討会の議長は、委員長とする。

（会議）

第５条　検討会の会議は、生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課長及び観光交流局観光戦略課長が招集し、委員長がその議長となる。

（庶務）

第６条　検討会の庶務は、生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課において行う。

附　則

この要綱は、平成２９年７月１１日から施行する。